

受託者に「帳簿等の作成、報告および保存」の義務を実行してもらうために

信託の設定支援の依頼を受けて、信託契約等の作成を行った本ニュースレターの読者は、その信託が開始した後に、信託財産に関する帳簿等の作成について、質問を受けたこと、ありませんか？

信託を設定する際に、読者の方は、おそらく受託者の事務について説明すると思います。そして、信託財産に関する帳簿等の作成と報告の義務についても説明をして、受託者に必ず実施してもらうよう、指導もしていることと思います。

しかし、その際、受託者はどのようなことを行っていけばよいのか、具体的な事務の内容を理解しているのでしょうか？

●帳簿等の作成・報告義務

受託者は、信託財産に係る帳簿その他の書類または電磁的記録を作成しなければなりません（信託法37条1項）。また、毎年1回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類または電磁的記録を作成しなければなりません（同条2項）。

信託計算規則の4条は、信託帳簿等の作成についての規定です。帳簿その他の書類又は電磁的記録を信託帳簿という（同条1項）とし、信託帳簿は、1の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもって信託帳簿とすることができる（同条2項）としています。

また、同条3項では、信託法37条2項のその他の法務省令で定める書類又は電磁的記録は、財産状況開示資料とするとしています。

そしてさらに、信託帳簿又は財産状況開示資料の作成に当たっては、信託行為の趣旨を斟酌しなければならない（同条6項）としています。

●信託事務の受託者が帳簿等の作成・報告を実施していくには

信託行為の趣旨を斟酌して作る信託帳簿と財産状況開示資料とは、具体的にどのような資料を作るとよいのでしょうか？ また、他の目的で作成された書類を利用できるならば、どのような書類を利用することができるのでしょうか？

信託契約には、受託者の義務である帳簿等の作成・報告について、たとえば「受託者は、信託事務に関する計算を明らかにするため、信託法その他関係法令の定めるところにより、適切に本信託に関する帳簿等の作成・報告・保存をしなければならない」と規定していても、受託者はその帳簿等を明確に具体的にイメージできないのでは、と筆者は感じています。

信託契約での規定は、上記のような規定でよいのですが、信託契約後の受託者へのアドバイスや継続的な支援は欠かせないと筆者は考えています。また、関与した民事信託に継続的に関与することで、将来に起こってしまうかもしれない問題を回避することもできでしょう。

信託目的を達成するために受託者が信託財産を管理・処分するのが信託です。一計算期間の間に、受託者はどのような管理・処分を行い、その結果、信託財産の数量や価額はどのように変わったのかの記録が、帳簿や財産状況開示資料です。しかし、家族等が受託者を務める民事信託では、受託者の信託事務の結果をどのように残し、財

産の状況がどうなったのかの記録は、「これとこれを作るように」と、具体的に作成するものを示してあげることが必要と、筆者は考えます。

●民事信託支援者の方法を共有

平成29年10月に、民事信託活用支援機構が出版した「民事信託受託者の実務」（日本法令）には、「受託者になったら何をやる」について書いた書籍です。出版から7年が経過した今、当時と比べて実務では専門家の方々のいろいろな支援が生まれていると思います。

民事信託の設定に関与した読者は、それぞれの対応方法で、民事信託の受託者を支援していることと思います。その支援の方法について、皆で共有することで、民事信託における問題を防ぎ、安心して活用できる民事信託を支援していくことができると筆者は思っています。

是非、読者のみなさんの方法を共有しながら、民事信託の健全な推進ができたらと思います。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）